

【電子的診療情報連携体制整備加算について】

1. オンライン請求を行っている
2. 算定した点数・金額を記載した詳細な明細書を患者に無償で交付している。
3. オンライン資格を行う体制を有している。
4. マイナ保険証使用率が30%以上。
5. オンライン資格で取得した情報を活用する体制
6. マイナポータルの医療情報等に基づき健康管理に係る相談に応じる体制を有している。
7. マイナ保険証の利用についての声掛け・ポスター及びホームページに掲載している。

上記の体制により令和8年6月の診療報酬改定に伴い、下記の通り算定いたします。ご理解の程よろしくお願いいたします。

電子的診療情報連携体制整備加算 3

●初診時 4 点 (月 1 回)

●再診時 2 点 (月 1 回)

枚方休日急病診療所